

令和8年度 防府市国民健康保険保健事業実施計画

1. 目的

防府市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに保健事業を効果的に実施することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 特定健康診査、特定保健指導事業

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査および特定保健指導を実施する。また、特定健康診査未受診者および特定保健指導未利用者への受診勧奨を行い、実施率の向上を図る。併せて、特定保健指導未利用者に対し、電話・訪問勧奨を実施する。

(2) 診療情報活用（みなし健診）事業

生活習慣病等で医療機関を受診中かつ特定健診未受診者の被保険者を対象として、医療機関が保有する検査結果情報の提供について、同被保険者の同意が得られた場合に、医療機関から山口県国民健康保険団体連合会へ提供をいただくことで、みなし健診データとして登録をする。

保険者による保健事業の対象となり、リスクの高い方には、特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防等の実施ができるほか、改めての健診受診が必要なくなるため、健診に要する時間、血液検査等が不要となるため、患者負担の軽減となる。

(3) 保健衛生普及事業

被保険者の健康の保持増進のため、ジェネリック医薬品差額通知等での啓発活動や、多受診者には訪問指導を実施することで、適正受診に関する啓発を行う。

疾病状況の現状把握とともに今後の疾病対策の基本資料として、KDBシステムを利用した疾病分析を実施する。

(4) 人間ドック利用助成事業

生活習慣病などの早期発見、早期治療のため、被保険者の健康の保持増進を目的に、防府市と契約を締結した医療機関での人間ドックおよび脳ドックの検査に要する費用の一部を助成する。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

平成27年度から特定健診データとレセプトデータを分析し、糖尿病性腎症で微量アルブミン尿期（Ⅱ期）、顕性アルブミン尿期（Ⅲ期）及びGFR高度低下・末期腎不全期（Ⅳ期）を中心に抽出リスト（約200名）を作成。このリストから医師会を通じて協力を依頼し医療機関と対象者（約20名）を選出し、医療機関による治療と保健指導の両方から重症化予防を実施する。なお、指導終了者に対して、フォローアップとして保健指導を行う。

また、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結び付けるため、特定健診データとレセプトデータを用いて、未受診者と受診中断者の抽出を行い、受診勧奨を実施する。

(6) はり・きゅう施設利用助成事業

被保険者の健康の保持増進のため、「防府市国民健康保険はり・きゅう施設利用規則（昭和36年規則第18号）」により、市と協定を締結した施術所でのはり・きゅう施術に対し費用の一部を助成する。

(7) 歯周病予防教室

被保険者の健康の保持増進のため、年に1回、健康教室を開催する。

3. 事業計画

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

①特定健康診査（個別健診）

【目的】生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの者に健康診査を実施する。

【実施箇所】市内45か所、市外1か所

【実施期間】令和8年6月1日～令和8年12月19日

【自己負担額】無料

【その他】未受診の理由に応じた効率的・効果的な受診勧奨を実施し、健康意識の向上と目標受診率の達成を図るため、業者委託によるデータ分析、勧奨対象者の抽出及びタイプ別受診勧奨を年3回実施する。また、かかりつけ医から勧奨リーフレットを配布してもらうとともに、市役所窓口にも勧奨リーフレットを設置し、来庁者へ配布する。

②特定健康診査（集団健診）

【目的】生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの者に健康診査を実施する。

【実施箇所】三友サルビアホール（防府市公会堂）、公民館（6地区）

【実施期間】令和8年6月～令和8年12月

【自己負担額】無料

【その他】全国健康保険協会山口支部と協定を結び、年5回（令和8年6月13日、令和8年6月26日、令和8年9月27日、令和8年10月25日、令和8年11月25日）総合がん検診と同時実施する他、平日に公民館6地区（西浦・小野・富海・牟礼・向島・大道）で集団健診を実施する。令和8年度から、牟礼地区を追加した。また、ロゴフォームを活用し24時間受付をする。

③特定保健指導

【目的】特定健康診査および人間ドックの結果から、厚生労働省が定める基準値を超える者に対し、動機付け支援および積極的支援を実施する。

【実施箇所】防府消化器病センター、防府市保健センター

【実施期間】通年

【自己負担額】無料

【その他】特定保健指導対象者のうち、訪問対象者を選別、はがきを送付後、訪問を実施する。未利用者に対し、1回目の利用券発行後の1～2か月後を目処に再勧奨を行う。

(2) 診療情報活用（みなし健診）事業

【目的】特定健診未受診者の診療情報を、マイナ保険証による「より良い医療」において活用できるようにするとともに、被保険者の健康状態の把握、その後の保健指導への反映を図り、受診率向上を目指す。

【実施箇所】市内13か所、市外1か所

【実施期間】通年

【自己負担額】無料

【備考】情報提供料として1件3,815円を医療機関へ山口県国民健康保険団体連合会を通じて支払う。

(3) 保健衛生普及事業

啓発事業

【目的】被保険者の健康保持増進に関する情報提供を実施する。

【実施方法】医療費通知、ジェネリック医薬品希望シールの配布、ジェネリック医薬品差額通知、「こくほだより」等により啓発を実施するとともに、多受診者に対し保健師による訪問を行い、適正受診に関する指導を図る。

(4) 人間ドック利用助成事業

【目的】健康管理と疾病の早期発見のため、30歳から74歳までの者に人間ドック費用の一部助成を実施する。

【実施箇所】市と協定を結ぶ医療機関

【実施期間】令和8年6月1日～令和9年3月31日

【自己負担額】基本検査 3,200円

市の認める任意検査に係る負担額は、別に定める。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

【目的】糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して、人工透析への移行を防止するため、特定健診データとレセプトデータを用いて、糖尿病性腎症患者を200名程度リストアップし、協力医療機関（かかりつけ医）で選出をし、協働で20名程度の対象者へ保健指導を実施する。なお、指導終了者に指導終了から1年間、フォローアップとして指導を行う。

また、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結び付けるため、特定健診データとレセプトデータを用いて、未受診者と受診中断者の抽出を行い、受診勧奨を実施する。

【実施箇所】市・協力医療機関・委託先

【実施期間】令和8年5月1日～令和9年3月31日

【備考】参加費は無料とする。

対象者の行動変容が重要なことから、対象者を医師と保健指導者の協働でサポートする。

(6) はり・きゅう施設利用助成事業

【目的】被保険者の健康の保持増進のため、はり・きゅう施術に対し費用の一部助成を実施する。

【実施箇所】市と協定を結ぶ施術所でのはり・きゅう施術

【実施期間】通年

【自己負担額】初検料 150円、1術 360円、2術併用 390円

なお、施術は被保険者1人1日1局所1回とし、1か月間に10回を超えることができない。

(7) 歯周病予防教室

【目的】歯周病に関する知識をつけ歯の大切さを学び、実践することを目的とした健康教室を開催する。

【実施箇所】ルルサス文化センター

【実施日】令和8年下半期

【備考】参加費は無料とする。健康相談会と併せて実施する。